平成２１年（再ロ）第４号
北九州市小倉北区神岳１丁目５番６―505号
再生債務者　岡　　典佳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月８日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第１００２２号
東京都町田市南大谷971―６
再生債務者　前田　純一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１９号
青森県上北郡野辺地町字中小中野37番地の５
再生債務者　洞内　良和
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月８日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第１０００７号
長崎県長崎市中小島１丁目１番２号
再生債務者　福田　定子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年８月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月８日
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第５号
熊本市新土河原１丁目３番77号
再生債務者　岩本　守弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月８日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（再ロ）第１０００５号
東京都国分寺市泉町３丁目36番13―207号都営泉町三丁目アパート
再生債務者　山口　繁雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月４日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月９日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（再ロ）第４号
兵庫県明石市藤江1576番地の３
再生債務者　九鬼　友靖
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月８日
神戸地方裁判所明石支部再生係

平成２１年（再ロ）第１７号
青森市大字筒井字桜川30番地11
再生債務者　福田　洋平
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月９日
青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再ロ）第５号
兵庫県加古郡播磨町南野添３丁目５番１―410号
再生債務者　井三　直樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年９月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年９月９日　神戸地方裁判所姫路支部

防衛省共済組合定款の一部変更について

防衛省共済組合定款（平成14年２月１日制定）の一部を次のように変更する。
平成21年９月７日　防衛省共済組合代表者
防衛大臣　浜田　靖一
第19条中第１号及び第２号を削り、第３号を第１号とし、第４号から第７号までを２号ずつ繰り上げる。
第20条及び第21条を次のように改める。
第20条及び第21条　削除
附　則
1　この変更は、平成21年10月１日から施行する。
2　出産の日がこの変更の施行の日前である組合員及び組合員であった者に支給する出産費附加金又は家族出産費附加金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告
継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十月二十一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十一年九月十七日
福島県福島市太平寺字堰ノ上五八番地
（甲）株式会社ダイユーエイト
代表取締役　浅倉　俊一
茨城県かすみがうら市上稲吉一九四三
（乙）株式会社ＤＫＹコーポレーション
代表取締役　阿部　和博

合併公告
継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年四月二十四日
掲載頁　一一四頁（号外第八十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十年十一月二十八日
掲載頁　一一三頁（号外第二六二号）

平成二十一年九月十七日
東京都八王子市横山町二二五番六号
（甲）株式会社総合臨床サイエンス
代表取締役　飯田　尚希
福岡市博多区博多駅東二丁目六番二六号
（乙）株式会社ベルテール
代表取締役　髙橋　裕子

合併公告
継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十一月二日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しております。また、甲はこの全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十九日
掲載頁　二〇二頁（号外第一三七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年六月二十九日
掲載頁　二〇一頁（号外第一三七号）
平成二十一年九月十七日
東京都中央区銀座二丁目三番九号
（甲）タキロンクボタホームインプルーブメント株式会社
代表取締役　妹尾　克志
東京都中央区京橋一丁目一番一号八重洲ダイビル
（乙）タキロンホームテック株式会社
代表取締役　黒田　佳照

合併公告
継　左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十一年九月十日
掲載頁　五十八頁（号外第一九九号）
平成二十一年九月十七日
神奈川県川崎市川崎区浅野町五番一号
（甲）ミユキ鋼材株式会社
代表取締役社長　小林　福次
茨城県結城市若宮三番地一五五
（乙）ミユキスティール株式会社
代表取締役社長　小林　茂